

第1章

「健康ささやま21」とは

1．計画の見直しに当たって

平成17年3月に策定した「健康ささやま21計画」においては、篠山市のめざす姿として「健康！ふれあい！笑顔！～ひとりひとりが生き活きと元気で安心して暮らせるまち～」を掲げ、市民と地域、行政が一体となって健康づくりを推進してきました。

この計画は、平成17年度から平成21年度を推進期間として平成19年度には中間評価を行いました。そして最終年である今年度は、市民アンケート調査を実施し、数値目標の達成状況による評価を行い、今後の篠山市の健康づくりの取り組みについて見直しました。さらに、健康日本21計画の推進期間が延長されたことに伴い、数値目標を再設定し、また各ライフステージにおける健康づくりの目標、取り組みも示しました。

見直しに当たっては、「篠山市健康づくり推進協議会」において協議し、提案、承認をいただきました。

さらに社会情勢や法律の制定、篠山市が策定する関連計画などとの整合性をはかりつつ本計画を推進していきます。

2．計画の基本的な考え方

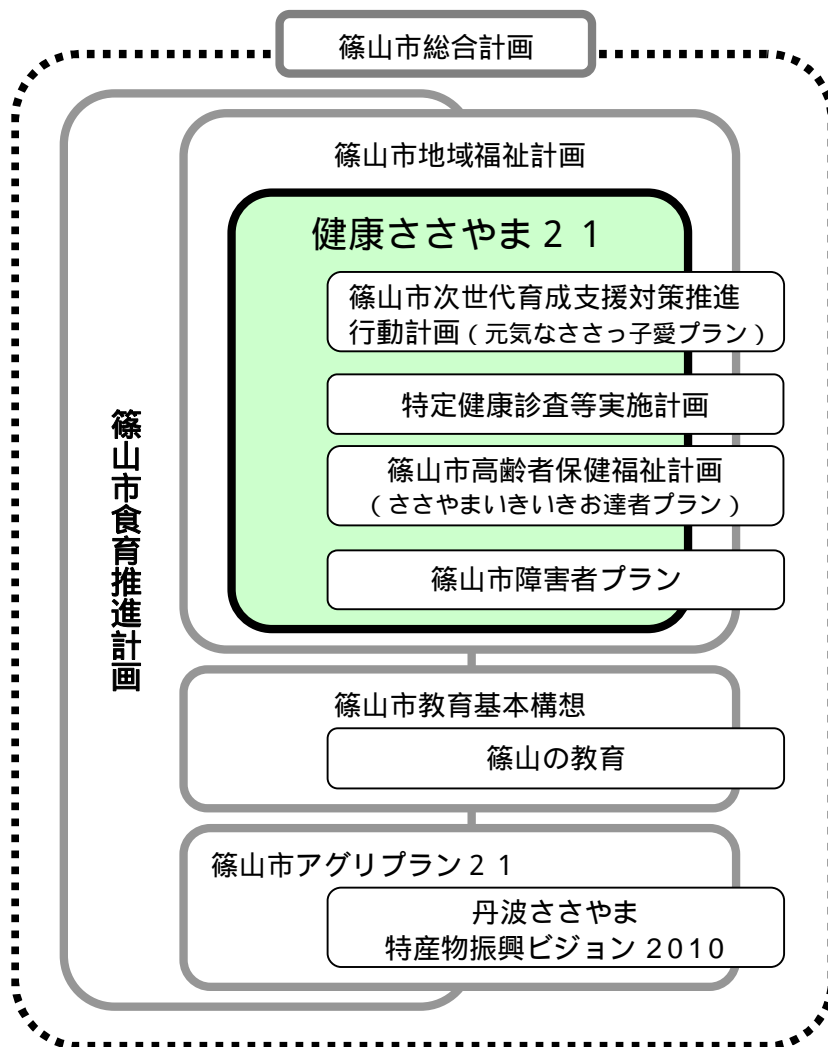
「健康ささやま21」計画は篠山市民一人ひとりが生き活きと豊かで安心して暮らせるよう、病気や障害による社会的負担を減らし、生活の質の向上を実現することを目的とします。

健康づくりは一人ひとりに直接関わる課題であり、主役は市民です。市民が主体的に生活習慣を改善し、健康増進に取り組むことが大切です。そのため、正しい情報提供が十分に行われた環境の中で、自らが意思決定し選択をすることが重要で、それを尊重していきます。

また、生涯という観点からみると、ライフステージは連続性をもっています。そのため、各ライフステージに合わせた自主的な健康づくり、また健康を推進する環境づくりを総合的に支援します。そして、健康増進の能力が向上するよう、「健康ささやま21」の計画策定、推進、評価の各段階で市民の参画を得るとともに、地域の様々な関係機関が相互に連携し、社会全体で支援できる環境を構築します。

3．健康ささやま21の位置づけ

本計画は「篠山市総合計画」をもとに、篠山市の特性や実情をふまえ、市民の健康づくりを市民自らが考え、進めるための基本的な考え方と取り組みを示したものです。地域福祉を市民自らが考えるという点で「地域福祉計画」と同じ流れの中にあり、計画の取り組みや展開については、「次世代育成支援対策推進行動計画」「特定健康診査等実施計画」「高齢者保健福祉計画」「障害者プラン」「食育推進計画」等の行政計画との整合性を図りながら、市民の健康づくりの実現を図るものとします。



4. 社会情勢の変化と市の関連計画策定等の状況

「健康ささやま21計画」を策定した平成16年度以降に以下のような国の動き、法律の制定がありました。これらを受け、市においては各種計画を策定し、それに基づいて健康づくり事業を展開しています

市の関連計画	概要
篠山市食育推進計画 (食育基本法の施行)	平成17年7月に食育基本法が施行されたことを受け、平成20年3月に「篠山市食育推進計画」策定しました。平成22年度から平成26年度を推進期間として数値目標を設定し、市民をはじめ食にかかる各種団体、行政などあらゆる関係機関の相互協力と連携により、目標の達成に努めることとしています。

市の関連計画	概 要
<p>篠山市次世代育成支援対策推進行動計画 【元気なささっこ愛プラン】 (健やか親子21) (次世代育成対策推進法)</p>	<p>平成15年7月に次世代育成対策推進法が制定されたのを受け、市では平成17年3月に「元気なささっこ愛プラン」(篠山市次世代育成支援対策推進行動計画)の前期計画を策定し、そこに母子保健計画も包含しました。さらに平成21年度に評価、見直しを行い平成26年度までの後期計画を策定しました。</p> <p>基本理念を「輪と和で子育て みんな笑顔が広がるまち ささやま」として7つの基本目標を掲げ、市全体で子育て支援を推進します。特に健康づくりにおいては、妊娠出産における安心の確保のための「妊婦健康診査費補助事業」や子どもの成長と発達への支援として児童虐待防止を踏まえた育児支援体制や発達障害児の支援体制の充実、また次代の親を育成するための思春期保健の取り組み、さらに予防接種による疾病の予防など各方面で子どもの健やかな成長を支えます。</p>
<p>特定健康診査等実施計画 (「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正)</p>	<p>平成20年4月より左記の法律が改正され、メタボリックシンドロームに関する健診、指導が「特定健診・特定保健指導」として医療保険者に義務付けられました。また従来の「老人保健法」に基づく健康増進事業は「健康増進法」で実施されることになりました。これを受けて市は健診体制の充実と受診率の向上を図るため特定健康診査等実施計画を策定し、平成20年度から平成24年度までの数値目標を掲げました。その中の健診体制の見直しとして、長年行ってきた地区巡回健診をとりやめ、以下の健診体制4本柱として取り組んでいます。</p> <p>丹南健康福祉センターでの安全で快適な健診 誕生日月健診による年間を通じた健診体制 65歳以上はかかりつけ医を持つことを基本とした医療機関健診の実施 地区巡回による未受診者健診の実施</p> <p>また、保健指導においては、青年期、壮年期に対してメタボリック症候群の予防については介護予防のための内容に重点をおき、特定保健指導の他、出前健康教室として、まちづくり協議会やPTA、スポーツクラブ21等の地域組織や企業への研修会に出向いて保健指導や資源のコーディネートなど広く市民に向けた予防啓発、支援を行います。</p>
<p>篠山市高齢者保健福祉計画 (ささやまいきいきお達者プラン) (介護保険法の改正)</p>	<p>平成17年6月に改定された「介護保険法」が平成18年4月から施行され、要支援、要介護状態にならないための「介護予防」を重視したサービスが取り入れられました。市においては、健康づくりと介護予防の一体的な取り組みとして、平成21年度より、健康課を主管課とし、包括的な介護予防事業に取り組んでいます。</p>

市の関連計画	概 要
(がん対策基本法の施行)	平成19年4月に「がん対策基本法」が施行され、がん対策の一層の充実を図るための基本理念が定められました。特にがん検診受診率50%を目標に掲げ、がんの早期発見、早期治療に取り組むこととされています。市においては、平成21年度に始まった国の「女性特有のがん検診推進事業」を受け、節目対象者に対する無料クーポン券と検診手帳の配布によりがん検診の受診率の向上を目指しています。
篠山市新型インフルエンザ対策行動計画	平成21年3月、メキシコで発生した新型インフルエンザ(H1N1)が5月に日本で発生し夏から秋に大流行しました。市では4月に策定した「篠山市新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき市民の感染予防に向けた取り組みを行い、また12月には弱毒性(H1N1)に対応した行動計画に改定しマニュアルも策定しました。 またワクチン接種における費用助成や集団接種など、新型インフルエンザの予防対策に全力を尽くしました。
うつ・自殺予防対策 (自殺対策基本法の制定)	平成18年6月に「自殺対策基本法」が制定され、平成19年6月には「自殺総合対策大綱」が決定され、国が推進すべき自殺対策指針と取り組みの方向性が示されました。市においても近年自殺者が増え、平成20年度の丹波管内の自殺による死亡率が県下ワースト1位であったことを受け、丹波健康福祉事務所を実施主体として自殺予防キャンペーンの実施、また「自殺予防窓口連絡会」を開催し、予防に向けた取り組みを始めました。

5. 計画の期間

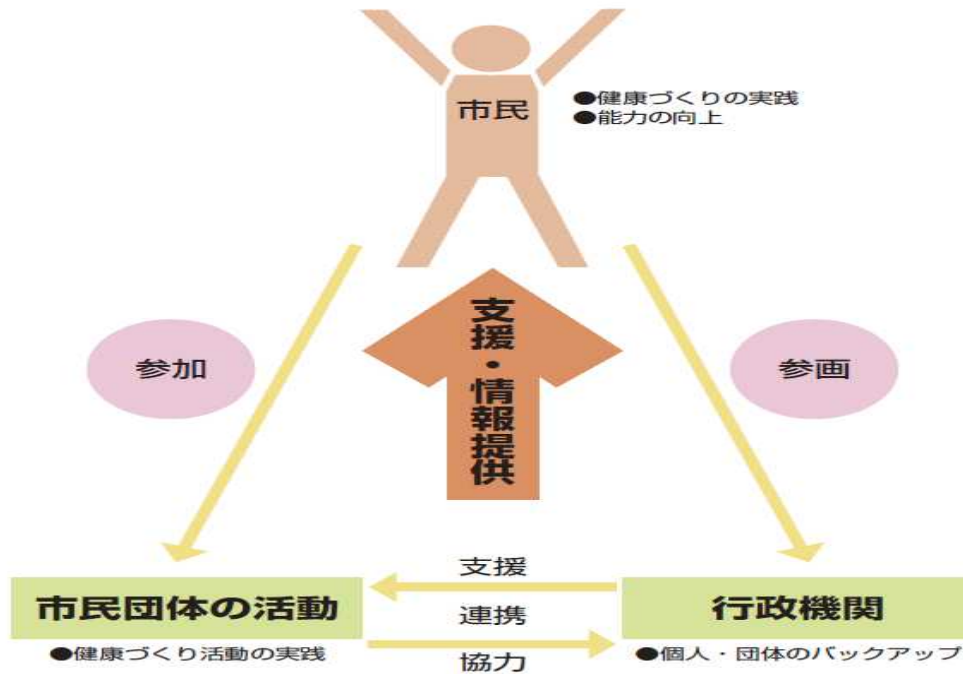
平成22年4月1日～平成27年3月31日

6. 計画の推進体制

市民が主役になって取り組む健康づくりを支援していくために、健康情報の提供や健康づくりのための効果的な支援体制を、市民参画のもと確立していきます。

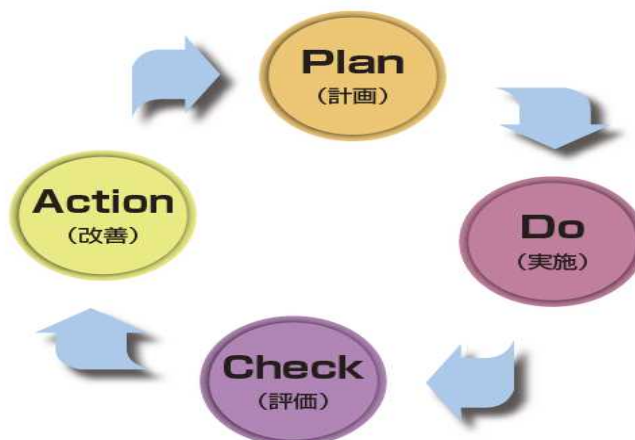
市民が健康の大切さを再認識し、正しい知識をもって健康的な生活習慣を実践できるよう、食事、運動、歯、こころ、休養など健康に関する学習機会を提供していきます。

地域での健康づくり運動の輪が広がっていくよう、地域活動を支援し組織間の連携を進めていきます。



7. 計画の評価

計画の進捗状況、事業の評価については、各種教室等の実施時におけるアンケート調査や統計資料、地域の各種団体からの情報収集や、関係課との情報共有により、随時把握し評価します。最終年度には、数値目標の達成状況等による評価を行うとともに、今後の篠山市における健康づくりの取り組みについて見直します。



この計画では、市民による健康づくり運動をより効率的に推進するために、各分野にわたって目標値を設定しています。

この目標値の達成に向けて、計画(Plan)を策定し、それを実施(Do)に移し、結果の評価(Check)を行い、さらに改善(Action)して次の計画(Plan)に反映させるといったサイクルを確立することで、健康づくりを現実から目標へと段階的に導きます。